

中小事業主労災保険特別加入制度のご案内

建設現場において、入構者の社会保険加入、【健康保険（建設国保組合）・厚生年金（国民年金）】のほか、従業員を雇っている場合は、法人、個人事業所問わず、労働保険の加入も必要です。この機会にご検討ください。

労災保険って？

正社員、アルバイト、日雇いを雇っていれば、労働時間にかかわらず加入しなければなりません。業務中又は通勤中のケガ、障害、死亡したときに企業に代わって国が労働者や遺族に補償する制度です。

雇用保険って？

労働者が失業、高齢、育児、介護などの理由で働けないときの生活保障や、教育訓練などの支援を行う国の制度です。

労働時間が週20時間以上、31日以上の労働者を雇う場合には加入しなければなりません。



労働保険事務組合制度に加入することで

事業主・役員・家族も労災保険に任意で労災保険に特別加入することができ、労働者と同様の国の補償が受けられます。

労災保険給付の主な内容 業務上や通勤途上によりケガや病気を負ったとき

給付種別	保険給付事由	給付内容
療養（補償）給付	病院で治療を受けた場合	治療費は全額無料（通勤災害は初回のみ一部負担金 200 円）
休業（補償）給付	休業をした4日目から	休業1日につき給付基礎日額の80%相当額
障害（補償）給付	障害の状態が残ったとき	障害等級により一時金又は年金
遺族（補償）給付	死亡したとき	遺族の数等に応じ年金または一時金 最大1,000日分
この他、介護（補償）給付、傷病（補償）年金、葬祭料、二次健康診断等給付、などがあります		

中小事業主が労災保険に特別加入した場合の労災保険料

《例 元請工事代金が年間100万円で、事業主の給付基礎日額1万円に特別加入した場合》

- ・元請現場の労災保険料 年間 2,185 円
- ・社長の特別加入保険料 年間 34,675 円
- ・その他、労働保険事務組合費 5,250 円/月、蔦組合加入出資金（脱退時に返金）、蔦組合賦課金（従業員の人数により異なります）

☆ 労災保険料は年間の元請工事代金をもとに計算します。
事業主などの特別加入は日額 3,500 円～25,000 円までご本人が任意選択できます。

☆ 現場に出ない事務員を雇用している場合は別途、事務職の労災保険の加入が必要です。また、資材倉庫で作業をする場合の労災保険加入もありますのでご相談ください。

☆ 雇用保険に加入の場合

雇用保険料 = 給料×12/1000
(4/1000 は本人の給与から控除 8/1000 は事業主負担)



ご相談は
蔦工業協同組合まで
075-451-7791

中小事業主労災特別加入 加入連絡票

連絡日 年 月 日

フリガナ	
会社名	
事業所住所	〒
事業所電話番号	
事業所メールアドレス	(個人情報をやり取りしてもよいアドレスを記載してください)
特別加入者氏名	
生年月日	S・H 年 月 日
除染作業	有り / 無し
特定作業の有無	粉じん / 振動工具 / 鉛 / 有機溶剤 / 該当なし
上記該当有りの場合	最初に従事した年 年 月 / 従事した期間合計 年 ヲ月
業務又は作業内容	
業務時間	原則 始業 時 分 ~ 終業 時 分
希望給付基礎日額	円
特別加入希望日	R 年 月 日
年間元請け金額	万円
雇用保険加入労働者	有 人 / 無
添付確認書 (いずれか1つ本人確認できる資料を添付して下さい)	<ul style="list-style-type: none"> ・免許証コピー<input type="checkbox"/> ・資格証明書コピー<input type="checkbox"/> ・住民票コピー<input type="checkbox"/> ・その他<input type="checkbox"/> ()

○給付基礎日額 下記から選択してください

3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円

○加入は原則、翌月1日からになります。1ヶ月前からの事前申し込みができます。

(月の途中から加入の場合、京都上労働基準監督署へ提出した日の翌日からの労災補償開始になります。保険料、組合費等の費用は月単位のご請求のため、日割りはできません。)

○保険料、組合費等のご請求は 京都府鷹工業協同組合より3期に分けて(第1期4-7月分、第2期8-11月分、第3期12-3月分)まとめてご請求いたします。

○雇用保険加入従業員がいる場合はその他添付資料が必要ですので別途ご案内します。

京都府鷹工業協同組合	TEL 075-451-7791	FAX 075-451-7792
労働保険事務組合 関西社労懇	TEL 075-203-6224	FAX 075-203-1573
	Email sugi-sr@maia.eonet.ne.jp	

関西社労懇より手続きの案内のほか、ご相談、手続き依頼をメールにて承ります。

労災保険特別加入者 一人親方・中小事業主 脱退・変更連絡表

連絡日 年 月 日 担当者名

【 脱 退 連 絡 】

加 入 区 分	<input type="checkbox"/> 一人親方労災保険	
	<input type="checkbox"/> 中小事業主特別加入（従業員を雇用している事業所）	
	事業所名	
フ リ ガ ナ		
氏 名		
生 年 月 日	S・H	年 月 日
連絡先電話番号		
メールアドレス	（個人情報をやり取りしてもよいアドレスを記載してください）	
脱 退 希 望 日	R	年 月 日
鳶 組 合 連 絡	・済（TEL <input type="checkbox"/> ・ FAX <input type="checkbox"/> ）	・未 <input type="checkbox"/>

【その他変更連絡】

変 更 内 容	・給付基礎日額 ・ 氏 名 ・その他（ ）
変更前	変更後

- 保険料、組合費などのご請求は、 京都府鳶工業協同組合より3期に分けて（第1期4 - 7月分、第2期8 - 11月分、第3期12 - 3月分）を紹介事業所にまとめてご請求いたします。
- 脱退のご連絡は手続き完了後、保険料、組合費を後から清算いたします。手続きが遅れた場合、労働局より理由書、添付資料の提出を求められることがあります。脱退の連絡は遅滞なく下記にご連絡ください。

【給付日額変更について】

- 4/1からの給付日額変更の申し出は3/1～3/31又は6/1～7/10の期間のみとなります。労災事故があった場合の給付は3月中の申し出の場合は4/1から新日額、6月以降申し出の場合は、手続き後からになります。保険料は4月分から変更になります。
- 給付基礎日額 次から選択して下さい
3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円、22,000円、24,000円、25,000円

京都府鳶工業協同組合	TEL 075-451-7791	FAX 075-451-7792
労働保険事務組合 関西社労懇	TEL 075-203-6224	FAX 075-203-1573
	Email sugi-sr@maia.eonet.ne.jp	